

**鳥取県告示第234号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 松浦診療所	医療法人社団 松浦診療所	米子市東町163	平成25年3月 18日	平成25年4月 1日	訪問看護、訪問リハビリ テーション